

第42期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2016年6月28日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワンタワー21階 大会議室

※郵送及びインターネットによる議決権行使期限
2016年6月27日（月曜日）午後5時まで

◆目次

第42期定時株主総会招集ご通知 …………… 1

株主総会参考書類 …………… 3

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役1名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

議決権行使についてのご案内 …………… 9

事業報告 …………… 13

連結計算書類等 …………… 43

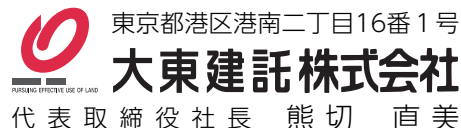
監査報告 …………… 47

「事業報告」中のグラフ及び「ご参考」として記載している内容は、株主の皆様へ当社グループをより理解していただくために、法令に定めのあるものに加えて記載しているものであります。



大東建託株式会社

株 主 各 位



第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年4月の熊本県を中心に発生した地震により被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2016年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワンタワー 21階 大会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第42期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第42期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に修正後の内容を掲載いたします。
- ◎ 当日、当社役員及び係員は、節電への取り組みとして、クールビズスタイルにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のウェブ開示について
次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象の一部であります。
 - ①事業報告の以下の事項
 - ・ 主要な事業内容
 - ・ 従業員の状況
 - ・ 主要な事業所
 - ・ 主要な借入先及び借入額
 - ・ その他株式に関する重要な事項
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類のうち株主資本等変動計算書及び個別注記表

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

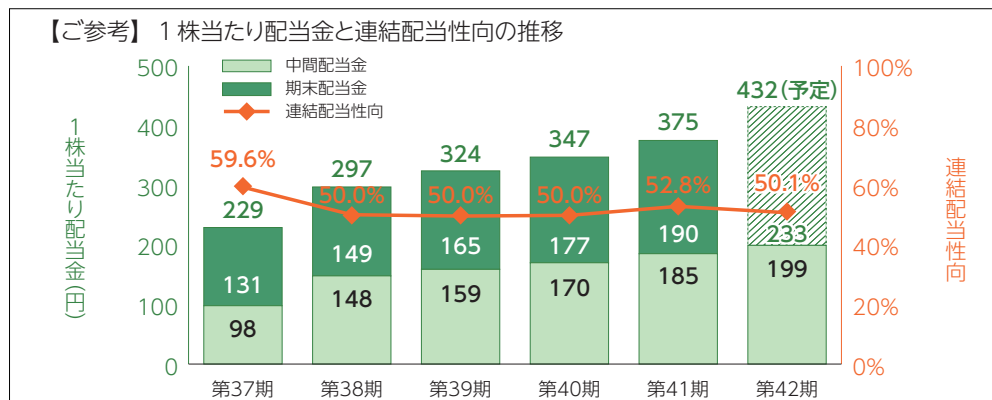
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識し、実践しております。配当金につきましては、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。この基準に鑑み、当期の期末配当金につきましては、1株当たり233円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年11月にお支払いさせていただきました中間配当金1株当たり199円と合わせ、年間にお支払いする配当金は、前期より57円増配の1株当たり432円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式1株当たり金233円 総額 18,113,139,002円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2016年6月29日



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行されたことにより、会社法第427条に定められた責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更され、社外取締役に加え、新たに社外取締役以外の業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。

これに伴い、当該取締役につきましても期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第27条第2項（取締役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	会社法の改正により取締役との責任限定契約の締結可能範囲が変更になったことに伴い、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結できるよう当社定款の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、主力の建設事業・不動産事業の更なる強化に加え、主力事業周辺の関連事業と同事業を担うグループ会社の経営・監督体制を強化し、関連事業及びグループ会社の収益力・競争力の一層の向上を図る必要があります。つきましては、関連事業及びグループ会社の経営・監督を担当する取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案及び第4号議案の候補者が原案どおり選任されますと、取締役会出席者17名のうち7名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外役員となります。引き続き、取締役会において、独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能であると判断しております。

取締役候補者の氏名及び略歴などは、次のとおりであります。

取締役候補者

なかがわ
たけし
中川 健志

(1963年4月14日生)

[所有する当社の株式数]

1,213株

新任



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1989年11月 当社入社
- 2002年11月 大東建物管理株式会社取締役
- 2006年4月 株式会社ガスパル専務取締役
- 2009年4月 株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2010年4月 執行役員 株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2013年4月 常務執行役員 株式会社ガスパル代表取締役社長
- 2014年4月 常務執行役員 株式会社ガスパル代表取締役社長兼関連事業本部部長
- 2016年4月 上席執行役員 株式会社ガスパル代表取締役社長兼関連事業本部部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年、主要な当社グループ会社の取締役として経営に携わっており、関連事業における豊富な経験と知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、関連事業及び同事業を担うグループ会社の経営・監督体制の強化を図れる適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

当社グループの中長期的な成長のため、本業の建設事業・不動産事業のみならず関連事業の強化も重要となっております。

そのため、グループ会社間のシナジー効果を更に高めるとともに、自由化が進むエネルギー分野など、市場変化や社会ニーズを踏まえ、将来の成長に繋がる分野へ積極的に取り組むことで、関連事業の成長基盤の強化と当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

現任監査役4名(全員社外監査役)のうち、二見和光氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者の氏名及び略歴などは、次のとおりであります。

監査役候補者

ふ た み か ず み つ

二見 和光

(1945年8月5日生)

[所有する当社の株式数] ー

再任

社外

独立役員



■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1964年4月 建設省(現 国土交通省)入省
- 1998年5月 建設省中国地方建設局用地部長
- 1999年6月 財団法人住宅改良開発公社(現 一般財団法人住宅改良開発公社) 融資保証第一部長
- 2003年12月 財団法人住宅改良開発公社理事
- 2009年7月 株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長(現任)
- 2012年6月 当社監査役(現任)
- 2012年12月 当社評価委員会(現 ガバナンス委員会) 委員(現任)

■ 在任期間 4年(本定時株主総会終結時)

■ 取締役会への出席状況 14回/14回(出席率 100.0%)

■ 監査役会への出席状況 13回/13回(出席率 100.0%)

<社外監査役候補者とした理由>

同氏は、住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に長年携わってこられました。その豊富な経験と知識に基づき監査を行うとともに、社外監査役として独立した立場から発言を行い、当社の経営に対する監査機能を十分に発揮しております。

よって、引き続き、社外監査役として当社の経営に対する監査機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役候補者としたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の見準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

今後の経営課題は、急速に進展する少子高齢化、人口減少、空家問題等、社会変化に対するスピーディーな対応だと思えます。

リーディングカンパニーとして、「賃貸住宅にできることを、もっと。」をハード、ソフトとも進化、充実させることが、顧客満足はもとより、地方創生等の社会貢献に寄与することになります。

これまでの住宅行政及び過去4年の監査役の経験等を生かし、他の役員等とも協働して、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努めて参りたいと考えています。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者二見和光氏は、社外監査役候補者であります。
なお、二見和光氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 社外監査役に関する特記事項は、以下のとおりであります。
二見和光氏は、現在当社との間で責任限定契約を締結しております。
その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときに限る。

【ご参考】当社社外役員（取締役及び監査役）の選任ガイドライン

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。

1. 経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
2. 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
3. その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

【ご参考】当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。
なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去10年間とする。

1. 当社グループ関係者
当社、当社の子会社（注1）及び関連会社（注2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。
2. 議決権保有関係者
 - ①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
 - ②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
3. 取引先関係者
 - ①当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
 - ②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
 - ③当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
 - ①当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
 - ②弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
5. その他
 - ①上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
 - ②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
 - ③当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。

(注) 1. 「子会社」とは、財務諸表規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
2. 「関連会社」とは、財務諸表規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
議決権行使の方法は、以下の3つの方法がございます。是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

行使方法1. 株主総会へ出席

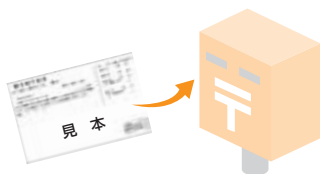


◎同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 2016年6月28日(火) 午前10時

※代理人によるご出席の場合
委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

行使方法2. 郵送



◎同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。(切手は不要です)

行使期限 2016年6月27日(月) 午後5時到着分まで

※郵送による議決権行使において、各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使方法3. インターネット



◎当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) にてご行使ください。

行使方法の詳細は、次の頁をご参照ください。

行使期限 2016年6月27日(月) 午後5時まで

<機関投資家の皆様へ>
管理信託銀行等の名義株主様につきましては、インターネットによる議決権行使以外に、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使方法について [行使期限：2016年6月27日（月）午後5時まで]

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話にて行使可能です。

当社が指定する議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）へアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

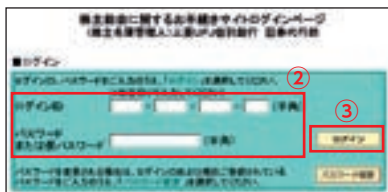
●パソコンの場合



1. 議決権行使サイトにアクセス

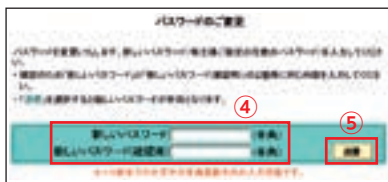
<http://www.evotage.jp/>

- ① 「次の画面へ」をクリック



2. ログインする

- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック



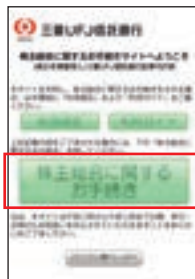
3. 新しいパスワードを登録する（初回ログイン時のみ）

※第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」の変更をお願いしております。

- ④ 新しいパスワードを入力
- ⑤ 「送信」をクリックし、確認画面が出たら「確認」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●スマートフォンの場合



1. 議決権行使サイトにアクセス

<http://www.evote.jp/>

①

- ① 「株主総会に関するお手続き」をクリック



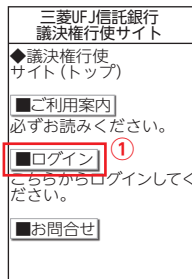
2. ログインする

- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

- ③ 「ログイン」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

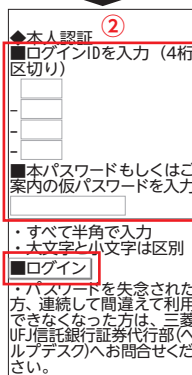
●携帯電話の場合



1. 議決権行使サイトにアクセス

<http://www.evote.jp/>

- ① 「ログイン」をクリック



2. ログインする

- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

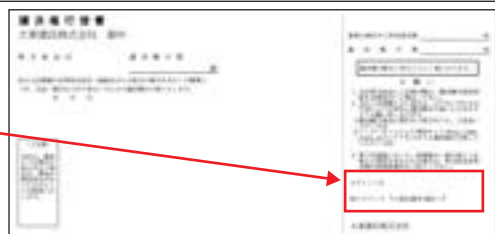
- ③ 「ログイン」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◎ 「ログインID」「仮パスワード」のご確認方法

議決権行使書用紙の右下に記載しております。

※今回ご案内する「ログインID」「仮パスワード」は、本総会に関するのみ有効です。



●インターネットによる議決権行使に係る特記事項

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止いたします。
※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク株式会社の商標又は登録商標です。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2016年6月27日（月曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料、電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境の概況

当連結会計年度における国内経済は、政府の機動的な財政政策や日本銀行による大胆な金融政策、原油価格の低下等に伴う企業業績拡大等を背景として、緩やかな景気の回復基調が続いています。

住宅業界では、2014年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響からの持ち直しが見られ、住宅着工戸数は2016年1月から前年同月比で3ヶ月連続して増加し、2015年度累計では前年比4.6%増加の92万戸となりました(※)。

当社グループが主力とする賃貸住宅分野では、貸家着工戸数は2015年11月から前年同月比で5ヶ月連続して増加し、2015年度累計で前年比7.1%増加の38万戸となりました。2015年1月の相続税法改正に加えて、日本銀行の大胆な金融緩和政策によりアパートローンの低金利が継続しており、土地所有者の皆様の資産活用ニーズは活性化しています。賃貸住宅を提案する企業には、単なる節税対策にとどまらない“次世代への円満・円滑な資産承継”を実現するためのワンストップサービスの提供が求められています。

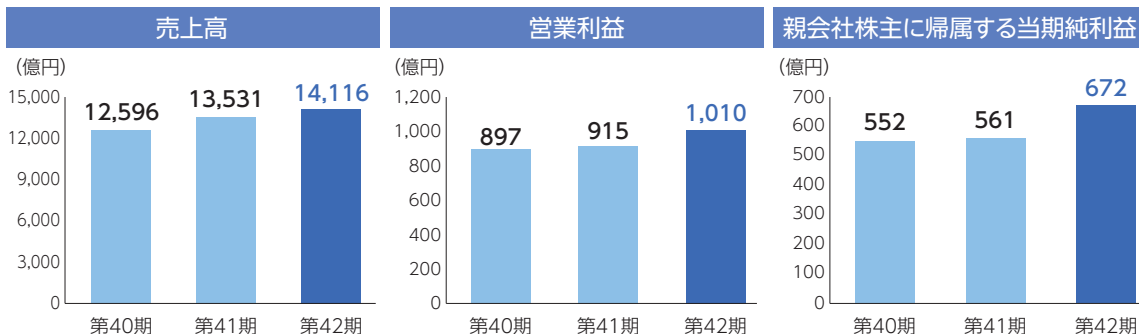
一方、少子・高齢化、晩婚化の進行とともに一人住まい世帯が増加することにより、日本の総世帯数は2020年まで増加するものと予測され、景気の回復とともに賃貸住宅の入居需要は引き続き活発に推移するものと見込まれます。また、入居者の皆様のニーズも多様化しており、住まいを選ぶ目も厳しくなっています。建物や住宅設備等ハード面の充実のみならず、入居の際の連帯保証人不要制度や家賃のクレジットカード決済、24時間生活支援サポート等住まいや暮らし方にかかわるソフト面のサービスも同様に求められており、賃貸住宅を供給する企業には魅力ある建物・住まいの供給に取り組む必要があります。

また、東日本大震災の復興需要の本格化や東京オリンピックの施設建設をはじめ、交通インフラの整備や空港拡張等、国内の建設需要は益々高まっており、工事原価の上昇に伴うコスト抑制策、労働力の確保・施工体制の強化が継続して大きな課題となります。

(※) 出所：国土交通省総合政策局「建築着工統計調査報告」

② 当社グループの概況

このような環境下において、当社グループの連結業績は、売上高は1兆4,116億43百万円（前期比4.3%増）、利益面では、営業利益1,010億1百万円（前期比10.4%増）、経常利益1,055億58百万円（前期比10.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益672億79百万円（前期比19.9%増）を計上し、8期連続の増収・増益を達成するとともに、売上・各利益の段階で過去最高を更新することができました。

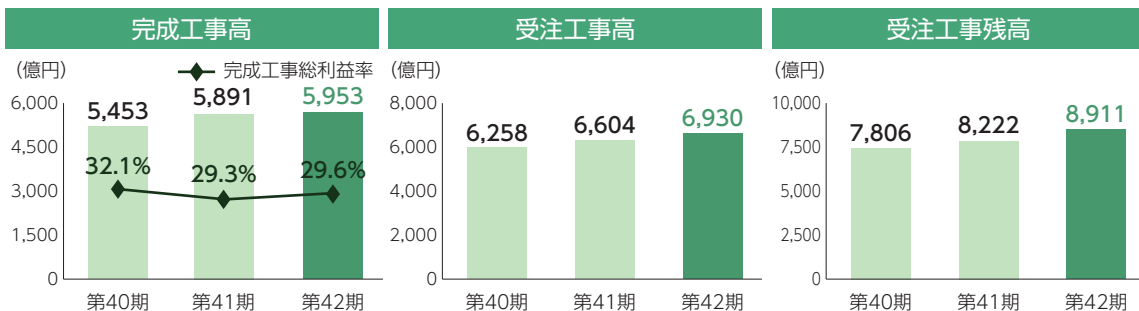


③ セグメント別の経過及びその成果

■ 建設事業

主力の建設事業における完成工事高は、豊富な受注工事残高を背景に工事を順調に進捗したことに加え、施工体制の強化等を図ったことにより5,953億64百万円（前期比1.1%増）となりました。完成工事総利益率は、労務費の上昇等が継続したものの、価格改定による工事の採算改善により、前期比0.3ポイント上昇の29.6%となりました。

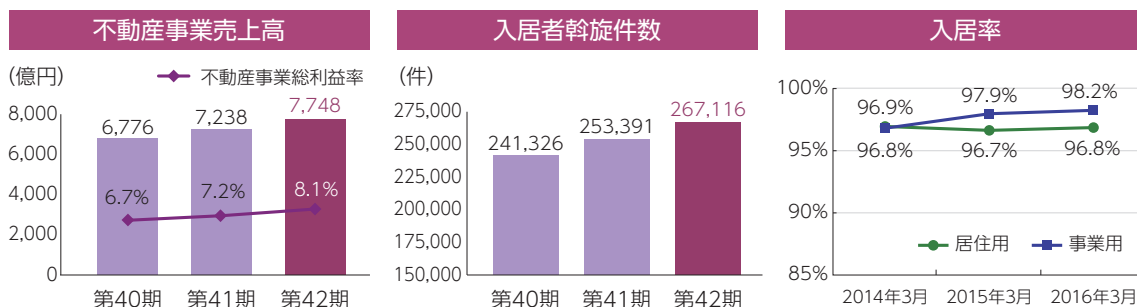
また、受注工事高は、過去最高を更新する6,930億44百万円（前期比4.9%増）となり、2016年3月末の受注工事残高は、8,911億15百万円（前期比8.4%増）となりました。



■不動産事業

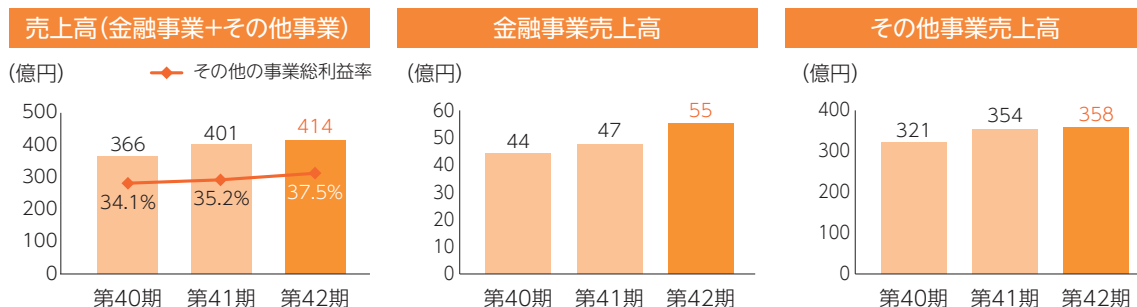
不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建物管理株式会社の家賃収入が増加したこと等から、不動産事業売上高は7,748億7百万円（前期比7.0%増）となりました。

入居者斡旋では、賃貸仲介ブランド「いい部屋ネット」の新CM放映や年間プロモーションに注力するなど、お部屋探しのお客様への話題性と認知度の向上を図りました。これにより、入居者斡旋件数は、前期比5.4%増加の267,116件となりました。その結果、2016年3月末の入居率は、居住用で96.8%（前年同月比0.1ポイント上昇）、事業用で98.2%（前年同月比0.3ポイント上昇）となりました。

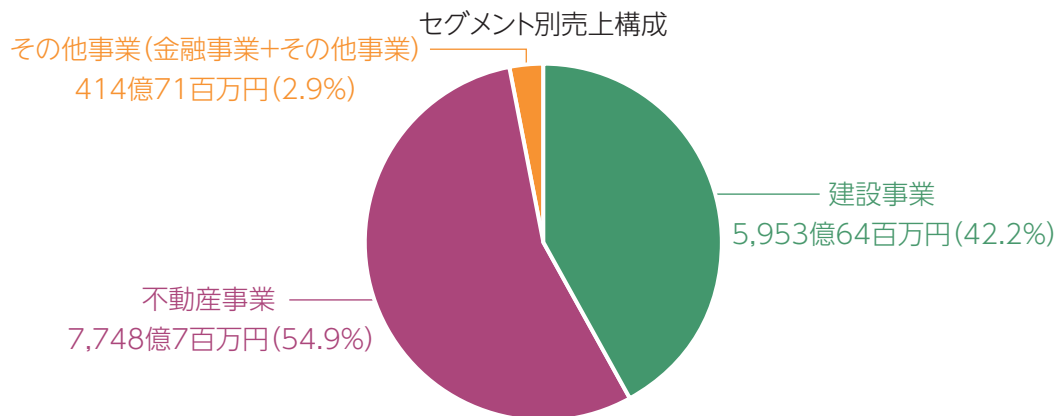


■金融事業及びその他事業

金融事業及びその他事業の売上高につきましては、414億71百万円（前期比3.2%増）となりました。これは、その他事業において、株式会社ガスパルのLPガス供給戸数、高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数、及びオーナーの皆様・入居者の皆様へ家賃や家財を補償する少額短期保険ハウスガード株式会社の契約数が、それぞれ増加したことによるものです。



<セグメント別売上高>



セグメント区分		第41期(ご参考) 売上高(百万円)	第42期 売上高(百万円)	前期比増減率(%)
建設事業	居住用	584,541	589,275	0.8
	事業用	918	2,757	200.3
	その他	3,710	3,332	△10.2
	計	589,170	595,364	1.1
不動産事業	一括借上	664,609	709,324	6.7
	営繕工事	29,695	28,794	△3.0
	入居の仲介	14,622	16,213	10.9
	家賃保証事業	3,688	6,431	74.3
	賃貸事業	5,887	6,055	2.9
	電力事業	2,301	4,288	86.3
	その他	3,010	3,700	22.9
	計	723,817	774,807	7.0
金融事業	計	4,755	5,579	17.3
その他事業	計	35,412	35,891	1.4
合計		1,353,155	1,411,643	4.3

(2) 対処すべき課題

2015年1月の相続税法改正を踏まえ、土地所有者の皆様にとって資産承継や税務対策を背景とした土地活用ニーズは一層高まっており、今後もそのニーズは底堅く推移するものと予測されます。当社グループとしては、土地所有者の皆様が、「次世代への円満・円滑な資産承継」を実現するため、資産承継に関するトータルサービスの提供を強化する必要があります。

一方、少子・高齢化、晩婚化の進行による一人住まい世帯数の増加や景気回復により入居需要は引き続き活発に推移するものと見込まれます。そのような中、入居者の皆様のニーズは多様化し、住まいを選ぶ目も厳しくなっており、当社グループとしても、入居者の皆様にとって魅力ある建物、住まい、サービスを提供する必要があります。

また、今後の震災復興の本格化や東京オリンピック関連の国内建設需要の高まりを踏まえた工事原価の抑制や施工体制の強化等も継続して注力する必要があります。

このような市場環境の中、当社グループは、「賃貸住宅にできることを、もっと。」を中期経営スローガンに、2017年3月期を初年度とする新たな5カ年の中期経営計画を策定しています。

中期経営計画の概要及び計画達成に向けたセグメント別の施策は次のとおりです。

① 中期経営計画の概要

当社グループでは、中期経営スローガン「賃貸住宅にできることを、もっと。」のもと、次の中期経営方針を掲げています。

- 1) 受注進展 お客様（土地所有者の皆様）の資産活用から資産承継を実現するトータルサービスの提供
- 2) 完成工事 8,000億円の施工体制構築と適正利益の確保
- 3) 健全入居率維持 入居者斡旋力の強化と商品価値の向上

中期経営目標といたしましては、2021年3月期に、売上高1兆8,478億円、営業利益1,280億円、当期純利益(※)888億円、ROE（自己資本当期純利益率）26.2%の実現を目指すとともに、貸家住宅着工戸数においては、シェア20%以上（賃貸市場規模を385千戸と想定）獲得することを設定しております。

中期経営計画（2021年3月期<第47期>計画）

売上高	1兆8,478億円（年平均成長率 +5.5%）	営業利益	1,280億円（年平均成長率 +4.8%）
経常利益	1,320億円（年平均成長率 +4.5%）	当期純利益(※)	888億円（年平均成長率 +5.7%）
自己資本比率	40.8%	ROE （自己資本当期純利益率）	26.2%
		1株当たり配当金	604円
		配当性向／総還元性向	50.0%／80.0%

(※) 親会社株主に帰属する当期純利益

② セグメント別の施策

■建設事業

建設事業では、今後、営業要員を3,900名体制（2016年3月末 3,420名）に増強し、全国約4,600エリアでの市場調査を反映した市場規模・長期入居需要に基づき、市場潜在力を考慮した店舗展開や営業要員の配置を行います。併せて、「資産活用・資産承継」を切り口としたコンサルティング営業を継続して注力するとともに、当社グループの信託会社（大東みらい信託株式会社）と協働した土地所有者の皆様への資産運用・資産承継に関するきめ細かなサービスを提供してまいります。

また、東京オリンピックをはじめとする今後の国内建設需要の更なる高まりを踏まえ、工事原価の抑制、労働力の確保・施工体制の強化のため、協力施工会社や提携生産会社との連携強化に取り組んでまいります。

これらの施策により、2021年3月期には、受注工事高8,120億円、完成工事高7,414億円、完成工事総利益率30.0%を目指します。

■不動産事業

不動産事業では、高い入居率を維持するため、入居者の皆様の暮らしをより安心で快適・豊かにするサービスの充実に注力いたします。また、本年1月より立ち上げた賃貸住宅の総合ブランド「DK SELECT」の認知度向上に努めるとともに、SNS（facebook、twitter、LINE等）を活用した積極的な情報発信、LPGAツアー「大東建託・いい部屋ネットレディス」（日本女子プロゴルフ協会公認）の開催等、ファン層の拡大や賃貸仲介ブランド「いい部屋ネット」の知名度向上に取り組んでまいります。

これらの施策により、2021年3月期には、不動産事業売上高1兆160億円、入居者斡旋件数35.8万件、居住用入居率96.8%（2021年3月末）を目指します。

■金融事業及びその他事業

その他の事業では、株式会社ガスパルのLPGガス供給戸数、ケアパートナー株式会社の子サービス施設や保育施設の更なる拡大を図ります。また、オーナーの皆様や入居者の皆様に対する保険事業の拡大やエネルギー分野へも注力するとともに、昨年11月に資本業務提携を行った株式会社ソラストとの介護・保育分野での協働やアメリカをはじめ海外での不動産開発事業を進めるなどして、主力の建設事業・不動産事業とシナジー効果が高い事業を拡大してまいります。

これらにより、2021年3月期には、金融事業及びその他事業売上高904億円を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ご参考】 当社の資本政策の基本方針

当社は、売上高営業利益率7%以上、自己資本当期純利益率（ROE）20%以上を重要な経営指標として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを検討することとしております。

また、株主還元方針としては、当社グループの連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に対して、配当で50%、大型の資金需要等がない限り、自己株式の取得・消却で30%、合計で80%の総還元性向としております。

重要な経営指標	売上高営業利益率 目標：7%以上	自己資本当期純利益率（ROE） 目標：20%以上
	株主総還元性向 (配当金+自己株式の取得・消却) 80%	配当性向：50% 自己株式の取得・消却：30%

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は264億15百万円で、その主なものは、大東建物管理株式会社における太陽光発電設備の設置、当社における基幹システムの構築であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき重要な資金調達はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第39期 2013年3月期	第40期 2014年3月期	第41期 2015年3月期	第42期 2016年3月期
売 上 高(百万円)	1,152,413	1,259,673	1,353,155	1,411,643
経 常 利 益(百万円)	85,539	93,335	95,887	105,558
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	51,674	55,277	56,109	67,279
1株当たり当期純利益	648円57銭	693円90銭	710円19銭	863円11銭
総 資 産 額(百万円)	617,738	684,422	701,119	728,548
純 資 産 額(百万円)	186,592	222,005	236,794	248,522

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第39期 2013年3月期	第40期 2014年3月期	第41期 2015年3月期	第42期 2016年3月期
売 上 高(百万円)	508,404	563,343	608,973	617,377
経 常 利 益(百万円)	57,029	56,825	58,990	80,646
当 期 純 利 益(百万円)	34,556	33,542	34,471	59,811
1株当たり当期純利益	433円72銭	421円07銭	436円32銭	767円30銭
総 資 産 額(百万円)	475,024	474,237	479,698	500,357
純 資 産 額(百万円)	125,236	134,969	124,448	130,992

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
大東ファイナンス株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	施主様向け建築請負代金のつなぎ融資
ハウスコム株式会社	東京都港区	424百万円	51.3%	賃貸アパート・マンション等の仲介
ジューシィ出版株式会社	東京都港区	45百万円	100.0%	「いい部屋ネット」運営等
株式会社ジューシィ情報センター	東京都港区	100百万円	100.0%	不動産事業等
大東スチール株式会社	静岡県焼津市	100百万円	100.0%	鉄工及び建設業
大東建設株式会社	東京都北区	400百万円	100.0%	賃貸建物等の設計、施工
ケアパートナー株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	デイサービスセンター及び保育施設の運営
大東建物管理株式会社	東京都港区	1,000百万円	100.0%	一括借上事業、建物管理、リフォーム事業
株式会社ガスパル	東京都港区	120百万円	100.0%	LPガス供給事業
大東コーポレートサービス株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	書類発送業務、書類粉碎業務、印刷業務、事務作業等
ハウスリーブ株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	賃貸建物入居者の保証人受託
大東ビジネスセンター株式会社	東京都港区	50百万円	100.0%	人事、総務、経理等に係る業務代行
大東みらい信託株式会社	東京都港区	150百万円	100.0%	不動産管理信託の受託、資産承継コンサルティング等
少額短期保険ハウスガード株式会社	東京都港区	250百万円	100.0%	少額短期保険業
大東エナジー株式会社	東京都港区	40百万円	100.0%	電気事業
ハウスペイメント株式会社	東京都港区	45百万円	100.0%	クレジットカード決済代行
株式会社ガスパル九州	福岡県大野城市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業
大東ガスパートナー株式会社	沖縄県宜野湾市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.	シンガポール アンソンロード	58,916千 USドル	100.0%	不動産開発業
DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.	シンガポール アンソンロード	149,064千 USドル	100.0%	金融・投資業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	86,529千 リンギット	100.0%	ホテル事業
D.T.C. REINSURANCE LIMITED	英領バミューダ諸島	3,001千 USドル	100.0%	火災保険の再保険会社
DAITO KENTAKU USA,LLC	アメリカ デラウェア州	36,600千 USドル	100.0%	不動産開発業

- (注) 1. 上記の出資比率は、間接所有を含む比率であります。
2. 2015年7月1日付けで、大東建物管理株式会社は、大東ファーム株式会社を吸収合併いたしました。
3. 2015年8月18日付けで、ハウスペイメント株式会社を設立いたしました。
4. 2015年10月21日付けで、株式会社ガスパル九州を設立いたしました。
5. 2016年1月1日付けで、DAITO KENTAKU USA,LLCを設立いたしました。
6. 2016年1月27日付けで、大東ガスパートナー株式会社を設立いたしました。
7. 大東コーポレートサービス株式会社は、2016年4月1日付けで大東ビジネスセンター株式会社を吸収合併しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 329,541,100株
 (2) 発行済株式の総数 77,738,794株 (自己株式355,585株を除く。)

(注) 会社法第178条の規定に基づき、2016年3月31日付けで自己株式1,230,000株を消却いたしました。
 これにより、自己株式を含めた発行済株式の総数が前期末 (2015年3月31日) より1,230,000株減少しております。

- (3) 株主数 15,230名
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,584	5.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,417	4.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	2,084	2.68
住友不動産株式会社	1,606	2.07
大東建託協力会持株会	1,573	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,474	1.90
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	1,356	1.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,252	1.61
CBNY - ORBIS SICAV	1,146	1.48
大東建託従業員持株会	1,114	1.43

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (355千株) を控除して計算しております。
 2. 当社は、自己株式355千株を保有しております。自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する622千株及び株式給付信託が所有する429千株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	熊 切 直 美	建築事業本部・経営管理本部担当
代表取締役 副社長執行役員	門 内 仁 志	不動産事業本部・関連事業本部担当 兼大東建物管理株式会社代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	小 林 克 満	営業統括部長
取 締 役 常務執行役員	川 合 秀 司	経営管理本部長兼経営企画室、TQC事務局担当
取 締 役 執行役員	内 田 寛 逸	設計統括部長
取 締 役 執行役員	竹 内 啓	中日本建築事業本部長
取 締 役 執行役員	大 門 幸 夫	工事統括部長兼技術推進統括部長
取 締 役 執行役員	齊 藤 和 彦	東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者
取 締 役 執行役員	丸 川 真 一	賃貸営業統括部長
取 締 役	笹 本 雄 司 郎	当社ガバナンス委員会（旧 評価委員会）委員長 株式会社マコル取締役 実践女子大学人間社会学部非常勤講師 青山学院大学大学院法学研究科非常勤講師 日本CSR普及協会理事
取 締 役	山 口 利 昭	当社ガバナンス委員会（旧 評価委員会）委員 山口利昭法律事務所代表弁護士 日本内部統制研究会理事 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事 日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム幹事 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役 大阪市交通局監査役 消費者庁公益通報者保護制度検討委員会委員
取 締 役	佐々木 摩 美	当社ガバナンス委員会（旧 評価委員会）委員

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	鵜 野 正 康	当社ガバナンス委員会 (旧 評価委員会) 委員
監 査 役	蜂 谷 英 夫	当社ガバナンス委員会 (旧 評価委員会) 委員 蜂谷法律事務所代表弁護士
監 査 役	二 見 和 光	当社ガバナンス委員会 (旧 評価委員会) 委員 株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長
監 査 役	藤 巻 和 夫	当社ガバナンス委員会 (旧 評価委員会) 委員 藤巻総合コンサルティング代表

- (注) 1. 2015年6月25日開催の当社第41期定時株主総会において、大門幸夫、齊藤和彦、丸川真一及び佐々木摩美の各氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 稲田昭夫及びMarcus Mernerの両氏は、2015年6月25日開催の当社第41期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 笹本雄司郎、山口利昭及び佐々木摩美の各氏は、社外取締役であります。
4. 当社監査役全員は、社外監査役であります。
5. 監査役鵜野正康氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査役藤巻和夫氏は、米国公認会計士の資格を有しており、国際的な財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 当社は、取締役笹本雄司郎、山口利昭及び佐々木摩美、並びに監査役鵜野正康、蜂谷英夫、二見和光及び藤巻和夫の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は以下のとおりであります。(2016年4月1日現在で異動した取締役のみ表示しております。)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	熊 切 直 美	建築事業本部・経営管理本部担当
代表取締役 副社長	門 内 仁 志	不動産事業本部・関連事業本部担当 兼大東建物管理株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	小 林 克 満	営業統括部長
常 務 取 締 役	川 合 秀 司	経営管理本部長兼経営企画室、TQC事務局担当
取 締 役	内 田 寛 逸	設計統括部長
取 締 役	竹 内 啓	中日本建築事業本部長
取 締 役	大 門 幸 夫	工事統括部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	齊 藤 和 彦	東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者
取 締 役	丸 川 真 一	賃貸営業統括部長

(参考) 2016年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	中 川 健 志	株式会社ガスパル代表取締役社長兼関連事業本部長
上 席 執 行 役 員	小 川 修 一	西日本建築事業本部長
上 席 執 行 役 員	石 井 卓 也	中国建築事業部長
上 席 執 行 役 員	山 田 昭 司	北首都圏建築事業部長
執 行 役 員	田 中 正 義	情報システム部長
執 行 役 員	小 野 博 道	資産承継コンサルティング部長
執 行 役 員	鷲 幸 男	人事部長
執 行 役 員	鈴 木 崇 之	中首都圏建築事業部長
執 行 役 員	岡 本 栄 司	南関西建築事業部長
執 行 役 員	福 田 和 宣	経営企画室長兼関連事業本部長
執 行 役 員	中 上 文 明	安全品質管理部長
執 行 役 員	守 義 浩	大東建物管理株式会社常務取締役審査部長
執 行 役 員	川 原 栄 司	賃貸営業推進部長
執 行 役 員	舘 正 文	設計部長
執 行 役 員	小 石 川 正 幸	建築営業管理部長
執 行 役 員	中 村 浩 一	技術推進部中日本地域担当部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 3 名全員及び社外監査役 4 名全員と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりです。

A. 社外取締役との責任限定契約

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

B. 社外監査役との責任限定契約

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	14名	1,267百万円
監 査 役	4名	94百万円
合 計 (うち社外)	18名 (8名)	1,362百万円 (132百万円)

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額135百万円を含んでおります。
3. 上記の取締役の支給人員には、2015年6月25日開催の当社第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。なお、当事業年度末現在の人員数は、取締役12名及び監査役4名であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額10億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給しない。）との合計額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。
- また、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額として年額5億3,000万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、2百万円であります。
7. 上記のほか、退職慰労金として、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会において決議いただいた退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役1名に対して、総額22百万円を支払っております。
8. 上記のほか、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会における、退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現任取締役2名に対して、各取締役の退任時に総額25百万円の退職慰労金を支払う予定です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

① 方針の内容

A. 固定枠（基本報酬）

企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役・監査役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定しております。

B. 変動枠（賞与）

連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に取締役会で定めた一定の比率を乗じて取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して支給額を決定しております。ただし、社外取締役には支給いたしません。

C. 株式報酬型ストックオプション

当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に、2011年より取締役（社外取締役を除く）に対する以下の2種類の株式報酬型ストックオプションを導入しております。

- a. 退職慰労金制度の代替として、取締役在任中の業績向上を目的としたAプラン
 - b. 中期の業績向上を目的としたBプラン
- Bプランは、別途業績達成基準を設けております。

なお、当社では、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会（旧評価委員会）が中心となり、毎年、取締役の業務執行や経営監督に係る取締役相互評価を行っております。その評価結果は、次期の経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

② 決定方法

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定しております。

監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

a. 社外取締役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
笹本 雄司郎	株式会社マコル取締役	いずれも取引関係はありません。
	実践女子大学人間社会学部非常勤講師	
	青山学院大学大学院法学研究科非常勤講師	
	日本CSR普及協会理事	
山口 利昭	山口利昭法律事務所代表弁護士	いずれも取引関係はありません。
	日本内部統制研究学会理事	
	一般社団法人日本公認不正検査士協会理事	
	日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム幹事	
	株式会社ニッセンホールディングス社外取締役	
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事	
	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役	
	大阪市交通局監査役	
消費者庁公益通報者保護制度検討委員会委員		
佐々木 摩美	該当はありません。	—

b. 社外監査役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
鵜野 正康	該当はありません。	—
蜂谷 英夫	蜂谷法律事務所代表弁護士	取引関係はありません。
二見 和光	株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長	取引関係はありません。
藤巻 和夫	藤巻総合コンサルティング代表	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
笹本 雄司郎	14回中14回 (100.0%)	コンプライアンス、内部統制及びCSRに関する専門家としての豊富な知識と経験を活かして意見を述べています。このほかに、当社のコンプライアンス体制やコンプライアンス研修について有益な提言をするほか、コンプライアンス推進会議に出席して適宜アドバイスを行っています。 また、ガバナンス委員会（旧 評価委員会）の委員長として、業務執行取締役の相互評価における評価結果集計や個別ヒアリングを行い、業務執行取締役の相互評価の中心的な役割を果たしています。
山口 利昭	14回中13回 (92.9%)	企業法務やコンプライアンス、内部統制に精通した弁護士としての高い専門性と豊富な経験を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会（旧 評価委員会）の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行っています。
佐々木 摩美	11回中10回 (90.9%)	グローバルな金融ビジネスにおける組織のマネジメントに携わってこられた豊富な経験や知識を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会（旧 評価委員会）の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行っています。

(注) 取締役佐々木摩美氏の取締役会への出席状況は、2015年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会に対する出席状況となります。

b. 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
鵜野正康	14回中14回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	<p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に係る高い専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換しています。</p> <p>このほかに、業務執行に関する重要な会議やコンプライアンス推進会議に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会（旧 評価委員会）の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行っています。</p>
蜂谷英夫	14回中13回 (92.9%)	13回中13回 (100.0%)	<p>取締役会では、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会（旧 評価委員会）の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行っています。</p>
二見和光	14回中14回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	<p>取締役会では、住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に関する豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会（旧 評価委員会）の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行っています。</p>

氏 名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
藤 巻 和 夫	14回中14回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	取締役会では、事業会社での社外監査役の実験、米国公認会計士としての専門的な知識、及び経営に関与した豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。また、ガバナンス委員会（旧 評価委員会）の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行っています。

③ 社外役員の親族関係

当社の社外役員には、当社の子会社、関連会社及び主要な取引先である者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	82百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	123百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、大東ファイナンス株式会社、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.、D.T.C. REINSURANCE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して支払っている公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の報酬の内容として、当社は国際財務報告基準（IFRS）助言・指導業務、当社の連結子会社は人事制度再構築に関する助言・指導業務があります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、検討いたしました。

その結果、適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、取締役の職務執行に関する情報（電磁的記録を含む、以下「情報等」とする。）を文書の保存・廃棄に関する法令・社内規程に基づき保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、社内手続に従い、これらの保存された文書を閲覧できる。
- 3) 当社は、情報セキュリティに関する社内規程に基づき情報保存の安全性を確保する。

② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、損失の危険に関する管理体制を構築するためのリスク管理の基本方針を定める。
- 2) 当社は、職務分掌及び職務権限に関する社内規程に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社における損失の危険に関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、品質管理及び安全衛生管理に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人及び工事現場における取引先作業員がこれらの規準を遵守するよう担当部署が監督し、不具合や事故の防止体制を整備する。
- 4) 当社は、個人情報保護に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれを遵守するよう担当部署が監督し個人情報の不適切な持ち出し、紛失、盗難、漏えいの防止体制を整備する。
- 5) 当社は、財務報告に係る内部統制の適正確保に関する社内基準を定め、担当部署が全社的な内部統制の状況並びに業務及び決算財務プロセスの適正性をモニタリングするとともに、担当取締役及び監査役へ評価結果を随時報告する。
- 6) 当社は、重大災害発生時において、当社グループ使用人を含むステークホルダーの被害を最小限度に抑えるため、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれに基づいて行動するよう担当部署が教育や訓練を行わせるなど、影響を最小化する体制を整備する。

③ 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの監視及び監督を強化する。

- 2) 当社は、法令、就業規則、事業活動倫理に関する社内基準に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社におけるコンプライアンスに関する管理体制を整備させる。
 - 3) 当社は、内部監査を担当する部署をして、当社各部門及び各拠点を対象に業務監査を実施させ、業務遂行が社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに、問題があれば適切に是正させる。
 - 4) コンプライアンスを担当する取締役は、コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所に内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努める。
 - 5) コンプライアンスを担当する取締役は、執行役員及び使用人に対するコンプライアンスの教育及び情報提供の機会を定期的に設け、遵法意識の啓蒙に努める。
 - 6) 当社は、グループを含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ④ **当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- 1) 当社は、取締役会を毎月1回開催し、同取締役会は、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、各取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。
 - 2) 当社は、当社及びグループ各社の事業分野を「建築事業を所管する本部」「不動産事業を所管する本部」「経営管理を所管する本部」「関連事業を所管する本部」等に区分し、各本部の最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置する。
 - 3) 当社は、各本部の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成する会議体を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に関係する課題を協議する。会議の結果はすべての取締役及び監査役に報告して情報の共有を図るとともに、社外取締役及び監査役の監督に供する。
 - 4) 各本部は、最高執行責任者又は事業分野内の執行役員が議長となる会議体を定期的で開催し、各本部内で専決できる職務を執行する。審議結果のうち重要な事項があれば、取締役会もしくは上記3)記載の会議体に報告する。
- ⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制**
- 1) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針を定める。

- 2) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社の状況報告の受領ならびに業務執行への指示等を行う。
- 3) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、月次・四半期・中間期・通期の業績及び決算内容をグループ各社に適時報告させる。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の業務の必要に応じ、当社各部門の使用人をして適宜支援業務に当たらせるか、もしくは使用人の中から適切な者を専属の補助者として選任し、継続的に職務に当たらせる。

必要な員数および求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。

⑦ **監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

- 1) 監査役職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。
- 2) 監査役職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。

⑧ **監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- 1) 当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役及び使用人は、法令、就業規則、社内規程で報告が求められる事項のほか、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口その他への相談・通報状況等を把握したら、すみやかに常勤監査役に報告する。
- 2) 監査役は、当社及びグループ各社の取締役会並びに経営に関する重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- 3) 当社は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度と同様の仕組みとする。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が監査役および監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規定に基づき速やかにこれを処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換をする。
- 2) 監査役が、各種業務執行に関する会議体に出席することを妨げないものとする。
- 3) 監査役会を毎月1回開催し、常勤監査役から非常勤監査役へ業務執行状況を報告することで、監査役の監査の実効性を高める。
- 4) 監査役全員を社外監査役で構成することで、監査役の独立性を高め、適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの基本方針に基づき、当該体制の整備と適切な運用に努めております。当期における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- 1) 当社の行動準則として、日常のビジネス活動や業務遂行における指針・基準とする「経営基本方針」及び「大東建託行動規範」を定めております。これらの行動準則は、社内イントラネット等に掲載し、随時確認できるようにしているほか、4月に開催する経営計画発表説明会にて、全役員・全社員にて改めて確認を行い、各行動準則の周知・浸透を行っております。
- 2) コンプライアンス推進会議（業務執行取締役4名、社外取締役1名及び常勤監査役1名を含むメンバーで構成）を定期的で開催しています。当事業年度は同会議を11回開催し、コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しております。
- 3) コンプライアンス推進室が主導となり、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。当事業年度は同研修を4回実施し、全社員のコンプライアンスへの意識向上と不正行為の防止等を推進しております。
- 4) コンプライアンス推進室に内部通報窓口を設け、社内イントラネットの専用データベース、電話及び電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整備しております。加えて、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めております。
- 5) 反社会的勢力や団体への対応については、取引先から確認書を取得し、一切関係を持たないようにしております。また、不当要求行為に対しては、対応マニュアルの策定や各支店での不当要求防止責任者を選任するなどして、組織的に対応する体制を整えております。

② リスク管理に関する取り組み

- 1) コンプライアンス推進会議にて、コンプライアンス事案に加え、リスク管理に関する事案への対応・対策を審議しております。また、会社に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合、または発生する可能性がある場合には、取締役会へ報告がなされ、取締役会はその報告内容を受け必要な指示を行っております。
- 2) 内部監査室は、監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社に対して監査を実施し、監査結果は取締役・監査役へ報告がなされております。報告された監査結果に基づき、必要に応じて、取締役・監査役は、是正・改善指示を行っております。また、内部監査室内にJ-SOX推進課を設け、財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針に基づき、全社的な統制状況、業務及び決算・財務報告のプロセスについての適正性を監視しております。
- 3) 当社及び当社グループ会社の社員及び施工現場における取引先作業員に対して、品質管理システム及び安全施工基準書に基づき、施工現場の監督を行い、施工現場の不具合や事故防止に努めております。
- 4) 重大災害発生に備え、災害発生時の初動対応マニュアル及び事業継続計画を策定し、これらに基づき、定期的に訓練を実施しております。また、全社員向けの災害時対応テストを毎月実施し、災害発生時に取るべき行動についての周知・浸透を図っております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項、当社及び当社グループ会社の重要事項等を決定するとともに、取締役より業務執行状況に関する報告を受け、社外取締役・社外監査役を交え取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会議事録や重要事項に関する稟議決裁書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、人事総務部にて適正な保存・管理を行っております。
- 2) 取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題を協議するため、経営会議を月2回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議の結果は、取締役・監査役に報告され、経営会議での協議結果の情報の共有化を図っております。
- 3) 当社及び当社グループ会社における事業分野ごとの職務執行については、最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置し、事業分野内の職務執行を行っております。

4) 各事業分野内において執行企画会議を定期的に開催し、事業分野内の経営課題や職務執行に関して協議を行っております。協議結果のうち、重要な事項については、取締役会または経営会議に報告されております。

④ 監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- 1) 監査役会は、4名全員が社外監査役で構成されており、毎月1回開催する監査役会及び必要に応じて開催する臨時監査役会にて、監査方針に従い、監査に関する重要事項の報告・協議及び決議を行っております。
- 2) 監査役の中から常勤監査役を1名選定し、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議等の業務執行における重要な会議に出席し、職務の執行状況を把握するとともに、常勤監査役が監査役会にて報告を行い、監査役間での情報共有を図っております。また、監査役は、取締役及び内部監査室などから職務の執行状況について報告を受け、取締役の職務遂行状況について監視を行っております。
- 3) 監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者4名を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

- 1) 関係会社管理規程を定め、当社グループ会社管理に関する基本方針を定めております。関係会社管理規程に基づき、グループ会社から業務執行状況について、適宜報告を受けるとともに、グループ会社の業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会及び管掌する取締役の決裁を受ける体制を整備しております。
- 2) グループ会社を管掌する取締役または執行役員が、各グループ会社の取締役に就任し、毎月開催される取締役会に出席し、業務執行状況を把握するとともに、必要な指示を行っております。
- 3) グループシナジー企画会議を定期的に開催しています。当事業年度は同会議を6回開催し、各グループ会社の主要経営指標の報告・確認を行うとともに、グループ会社間の連携案件の協議・進捗確認及び当社グループのシナジー効果を高めるための意見交換や対策検討を行っております。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスの概要

1. コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

①経営の意思決定・監督と業務の執行の分離

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。

また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委譲し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としております。

②独立社外役員の登用

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外役員の資質及び独立性の基準を明確にしております。会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準に基づき独立社外役員7名（社外取締役3名、社外監査役4名）を選任しております。

これにより、当事業年度においては、当社取締役会出席者16名中7名が独立社外役員となり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論を可能としております。

③取締役の評価制度<ガバナンス委員会（旧 評価委員会）>

当社では、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」（委員長：社外取締役）が中心となり、業務執行取締役が業務執行及び経営の監督機能に関して相互評価を行っております。業務執行取締役同士が相互評価することに加え、ガバナンス委員会が相互評価結果の集計や業務執行取締役との個別ヒアリングを行うことにより、取締役評価の公正性・透明性を確保しております。

取締役の相互評価結果は、次期経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

④取締役の報酬制度

当社では、業績と連動した取締役の報酬制度を導入しております。

固定枠としての基本報酬に加え、変動枠として連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に基づき支給総額が決定される賞与、中長期的な業績向上と企業価値向上を目的とした株式報酬型ストックオプションを設けております。これらの各報酬には、取締役の相互評価結果を反映させる仕組みとしております。

なお、賞与及び株式報酬型ストックオプションについては、社外取締役へ支給していません。

⑤経営循環の仕組み

当社では、業務執行取締役の定年を満60歳とする取締役定年制を設けております。取締役退任後は、顧問や相談役等の当社グループにおけるいかなる役職にも就かないことを制度化しております。

また、上級管理職については2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除することとしております。これらの制度により、経営の循環を促し、次期経営層を育成する仕組みとしております。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	第41期(ご参考) (2015年3月31日現在)	第42期 (2016年3月31日現在)	科目	第41期(ご参考) (2015年3月31日現在)	第42期 (2016年3月31日現在)
流動資産	494,393	479,621	流動負債	267,432	281,883
現金預金	255,551	233,631	工事未払金	42,242	37,509
金銭の信託	32,505	26,505	1年内返済予定の長期借入金	16,690	16,690
受取手形・完成工事未収入金等	36,643	38,627	リース債務	271	241
有価証券	7,001	9,617	未払法人税等	23,216	25,671
未成工事支出金	13,420	13,328	未成工事受入金	49,411	47,274
その他のたな卸資産	4,893	4,768	前受金	64,482	68,922
前払費用	57,197	59,688	賞与引当金	20,532	21,586
繰延税金資産	19,235	19,955	完成工事補償引当金	1,080	1,136
営業貸付金	54,671	60,489	預り金	6,879	7,631
その他	13,577	13,262	その他	42,624	55,216
貸倒引当金	△305	△253	固定負債	196,892	198,143
固定資産	206,726	248,927	長期借入金	63,278	54,942
有形固定資産	101,618	113,957	リース債務	1,008	907
建物・構築物	35,051	34,302	繰延税金負債	—	84
機械・装置	20,648	32,520	一括借上修繕引当金	65,154	80,704
工具器具・備品	1,535	1,772	退職給付に係る負債	9,518	10,698
土地	42,451	43,169	長期預り保証金	51,309	45,183
リース資産	1,490	1,308	その他	6,622	5,620
その他	440	883	負債合計	464,325	480,026
無形固定資産	5,257	10,664	純資産の部		
投資その他の資産	99,851	124,304	株主資本	234,777	253,254
投資有価証券	27,311	45,509	資本金	29,060	29,060
劣後債及び劣後信託受益権	12,865	12,857	資本剰余金	34,540	34,540
繰延税金資産	20,345	26,030	利益剰余金	184,661	206,509
その他	42,191	42,922	自己株式	△13,485	△16,857
貸倒引当金	△2,862	△3,014	その他の包括利益累計額	△145	△7,151
資産合計	701,119	728,548	その他有価証券評価差額金	6,156	3,202
			繰延ヘッジ損益	603	△943
			土地再評価差額金	△7,584	△7,584
			為替換算調整勘定	1,278	△229
			退職給付に係る調整累計額	△599	△1,596
			新株予約権	312	353
			非支配株主持分	1,850	2,065
			純資産合計	236,794	248,522
			負債・純資産合計	701,119	728,548

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第41期(ご参考) (2014年4月1日から2015年3月31日まで)		第42期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)	
	売上高			
完成工事高	589,170		595,364	
不動産事業売上高	723,817		774,807	
その他の事業売上高	40,167	1,353,155	41,471	1,411,643
売上原価				
完成工事原価	416,636		419,094	
不動産事業売上原価	671,531		712,196	
その他の事業売上原価	26,041	1,114,209	25,925	1,157,216
売上総利益				
完成工事総利益	172,533		176,269	
不動産事業総利益	52,286		62,611	
その他の事業総利益	14,126	238,946	15,545	254,427
販売費及び一般管理費		147,425		153,426
営業利益		91,520		101,001
営業外収益				
受取利息	601		589	
受取配当金	176		192	
受取手数料	3,653		3,656	
雑収入	1,161	5,592	1,241	5,680
営業外費用				
支払利息	709		573	
貸倒引当金繰入額	87		48	
雑支出	427	1,225	500	1,122
経常利益		95,887		105,558
特別利益				
固定資産売却益	5		3	
投資有価証券売却益	—	5	151	154
特別損失				
固定資産除売却損	199		354	
減損損失	145	345	92	447
税金等調整前当期純利益		95,547		105,266
法人税、住民税及び事業税	40,583		41,335	
法人税等調整額	△1,374	39,208	△3,654	37,680
当期純利益		56,339		67,585
非支配株主に帰属する当期純利益		229		305
親会社株主に帰属する当期純利益		56,109		67,279

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	第41期(ご参考) (2015年3月31日現在)	第42期 (2016年3月31日現在)	科 目	第41期(ご参考) (2015年3月31日現在)	第42期 (2016年3月31日現在)
流動資産	343,005	336,056	流動負債	276,826	300,251
現金預金	221,385	199,986	工事未払金	39,261	34,140
完成工事未収入金	29,158	30,683	1年内返済予定の長期借入金	16,690	16,690
有価証券	6,901	9,577	リース債務	82	56
未成工事支出金	13,246	13,206	未払金	20,025	25,703
原材料及び貯蔵品	4,486	4,327	未払法人税等	13,869	12,870
関係会社短期貸付金	48,640	59,990	未払消費税等	1,720	6,755
前払費用	847	891	未成工事受入金	49,332	47,191
繰延税金資産	9,964	9,806	前受金	139	145
未収入金	1,921	2,229	預り金	116,699	136,721
立替金	4,730	4,731	賞与引当金	16,536	16,394
その他	1,988	849	完成工事補償引当金	1,076	1,072
貸倒引当金	△265	△221	その他	1,392	2,510
固定資産	136,692	164,301	固定負債	78,423	69,113
有形固定資産	58,576	59,601	長期借入金	63,278	54,942
建物	17,082	16,789	リース債務	84	31
構築物	563	541	退職給付引当金	6,579	6,579
機械・装置	416	529	長期預り保証金	3,753	3,916
車両運搬具	0	0	その他	4,726	3,643
工具器具・備品	936	1,111	負債合計	355,249	369,365
土地	39,420	40,547	純 資 産 の 部		
リース資産	158	82	株主資本	124,968	135,979
無形固定資産	3,939	8,487	資本金	29,060	29,060
ソフトウエア	2,519	4,241	資本剰余金	34,540	34,540
ソフトウエア仮勘定	1,250	4,076	資本準備金	34,540	34,540
その他	169	168	利益剰余金	74,852	89,234
投資その他の資産	74,177	96,212	利益準備金	7,265	7,265
投資有価証券	27,069	25,615	その他利益剰余金	67,587	81,969
劣後債及び劣後信託受益権	12,865	12,857	繰越利益剰余金	67,587	81,969
関係会社株式	29,253	43,672	自己株式	△13,485	△16,857
関係会社長期貸付金	717	657	評価・換算差額等	△824	△5,324
繰延税金資産	993	2,458	その他有価証券評価差額金	6,156	3,202
差入保証金	2,994	6,080	繰延ヘッジ損益	603	△943
その他	1,857	6,244	土地再評価差額金	△7,584	△7,584
貸倒引当金	△1,573	△1,372	新株予約権	303	337
資産合計	479,698	500,357	純資産合計	124,448	130,992
			負債・純資産合計	479,698	500,357

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第41期(ご参考) (2014年4月1日から2015年3月31日まで)		第42期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)	
	売上高			
完成工事高	589,473		595,772	
不動産事業等売上高	19,499	608,973	21,604	617,377
売上原価				
完成工事原価	417,190		420,208	
不動産事業等売上原価	20,283	437,473	19,852	440,061
売上総利益				
完成工事総利益	172,283		175,564	
不動産事業等総利益又は 不動産事業等総損失(△)	△783	171,499	1,752	177,316
販売費及び一般管理費		121,353		123,835
営業利益		50,146		53,481
営業外収益				
受取利息	471		422	
有価証券利息	344		292	
受取配当金	4,659		22,925	
受取手数料	3,325		3,345	
雑収入	1,139	9,940	1,138	28,123
営業外費用				
支払利息	684		551	
貸倒引当金繰入額	87		49	
投資有価証券評価損	—		38	
雑支出	325	1,097	320	959
経常利益		58,990		80,646
特別利益				
投資有価証券売却益	—	—	151	151
特別損失				
固定資産除売却損	47	47	96	96
税引前当期純利益		58,942		80,701
法人税、住民税及び事業税	21,702		19,948	
法人税等調整額	2,769	24,471	942	20,890
当期純利益		34,471		59,811

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月19日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川上 豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志賀 健一朗	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東建託株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2016年5月19日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川上 豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志賀 健一朗	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東建託株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所に関しての業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月20日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役 鵜野正康 ㊟

監査役 蜂谷英夫 ㊟

監査役 二見和光 ㊟

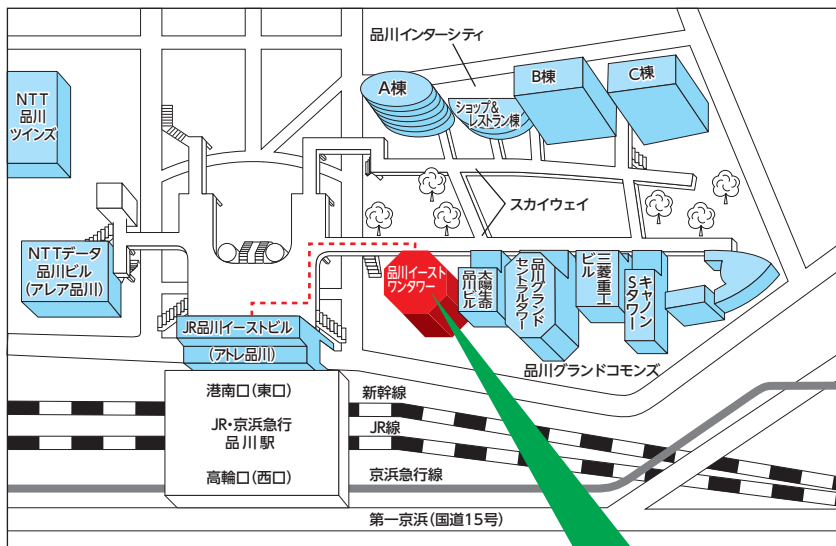
監査役 藤巻和夫 ㊟

(注) 当社監査役は全員社外監査役であります。

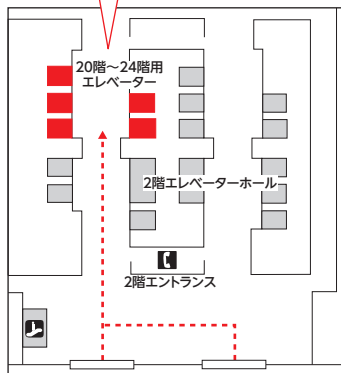
以上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワンタワー 21階 大会議室
最 寄 駅 JR品川駅港南口から徒歩3分
京浜急行品川駅から徒歩4分



○エレベーター乗り場のご案内
2階エレベーターホール奥にある
20階～24階用エレベーターを
ご利用ください。



会場 品川イーストワンタワー
21階 大会議室

